

## 南部町条件付一般競争入札（事後審査方式）入札心得

### （目的）

第1条 建設工事関係の契約に係る条件付一般入札（事後審査方式）を行う場合における入札その他の取り扱いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）南部町財務規則（平成15年南部町規則第31号。以下「財務規則」という。）及び南部町建設工事執行規則（平成15年南部町規則第35号。以下「執行規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

### （入札参加資格）

第2条 入札参加者は、公告日から落札決定の日までの間、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 南部町一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業許可（入札公告で示した建設業許可業種に対応したもの）を有し同法第27条の23の規定による経営審査事項を受審し、かつ有効期限内であること。
- (4) 南部町建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続期間の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 入札公告及び本入札心得で明示した条件に適していること。

2 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 資格者名簿の格付等級。
- (2) 本店又は営業所の所在地に関する事。
- (3) 企業の同種又は類似工事の実績に関する事。
- (4) 企業の同規模工事の実績に関する事。
- (5) 配置予定技術者の資格等に関する事。
- (6) その他必要な事項。

### （入札参加申請）

第3条 入札参加希望者は、事後審査方式（条件付）一般競争入札参加申請書（様式第1号）を、入札公告において定めた方法により、指定された期日までに提出しなければならない。

### （設計図書・仕様書の閲覧及び質疑）

第4条 設計図書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、入札公告で示された期間及び閲覧場所にて行うものとする。

- 2 設計図書等に関する問い合わせ先及び問い合わせ期間は入札公告に記載する。
- 3 設計図書等に関する問い合わせは書面（質問書）により持参、郵送、電送いずれかの方法により行うものとし、電話、口頭での質疑は受け付けない。
- 4 入札者は、入札後において、入札公告及び設計図書等の内容が不明であったことを理由に異議を申し立てることはできない。

（配置予定技術者等）

第5条 配置予定技術者は、法第26条に定める技術者を配置すること。なお、同条第3項及び同法施行令第27条に規定する額の工事を施工する場合は、専任の技術者を配置しなければならない。

- 2 配置予定技術者は、入札参加申請期間最終日において3ヶ月以上の直接的かつ継続的な雇用関係を有する者であること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合や、震災等の自然災害など緊急その他止むを得ない事情がある場合は、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
- 3 配置予定技術者は、入札参加資格申請期限日において他の工事に専任を要する技術者であってはならない。

（入札の方法）

第6条 入札者は、宛名を町長とする入札書を入札案件1件ごとに作成し、封書にした上で、入札公告で示された場所へ入札期日に入札者自ら提出しなければならない。

- 2 入札書へは、入札者の住所（法人の場合は所在地）氏名（法人の場合は商号又は名称及び代表者役職名・氏名）等必要事項を記載し、使用印鑑届出印を押印して提出すること。
- 3 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
- 4 落札にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（工事費等内訳書）

第7条 入札者は、入札価格の内訳を記載した工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）を入札書に同封するものとする。

- 2 内訳書の合計金額は、必ず入札価格と一致すること。
- 3 内訳書の審査の結果、不明な点がある場合には、更に詳しい明細書の提出を求める場合がある。
- 4 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(入札の辞退)

第 8 条 条件付一般競争入札(事後審査方式)参加申請書(様式第 1 号)を提出した者が入札を辞退しようとするときは、原則として入札日の前日までに、入札辞退届を持参又は郵送により提出しなければならない。

(公正な入札の確保)

第 9 条 入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為をしてはならない。

(入札の延期、中止等)

第 10 条 談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき、又は天災その他止むを得ない理由等により、入札を延期又は中止、若しくは取りやめる場合がある。

2 入札参加者が 2 者に満たない場合は、入札を中止する場合がある。

(入札回数)

第 11 条 入札回数は 1 回とし、この範囲内において落札者がいないときは、打ち切りとする。

(入札無効、失格の決定)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その者が行った入札は無効とする。

- (1) 当該公告の入札参加資格要件に掲げる資格のない者の行った入札。
- (2) 入札参加申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札。
- (3) 入札参加申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し、2 以上の入札をしたとき。
- (5) 入札に関し不正の利益を得るための連合、その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札。
- (6) 開札時において有効な工事内訳書の提出がなかった者の行った入札。
- (7) 入札書に入札価格、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれら重要な文字の誤脱若しくは識別し難い入札。
- (8) 入札者がその提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回したとき。
- (9) 入札者が定刻までに入札書を提出しないとき。
- (10) 入札価格が事前公表した予定価格(入札書比較価格)を上回った入札。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

- (1) 入札価格が最低制限価格(入札書比較価格)を下回る入札をしたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、適正な入札の執行を妨げたとき。

(入札参加資格申請)

第 13 条 入札会において有効な入札の範囲内において最低価格者となった者(以下「落札候補者」という。)は、次の各号に示す入札参加資格審査書類(以下「審査書類」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けること。ただし、(2)、(4)、(5)については、入札公告により求められた場合に限り提出するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第 2 号)
- (2) 同種工事の施行実績届出書及び添付資料
- (3) 配置予定技術者の届出書及び添付資料
- (4) 配置予定技術者の資格・工事経歴届出書及び添付資料
- (5) その他入札公告において提出を求めた資料

2 審査書類は、落札候補者が南部町財政課へ直接持参することにより提出すること。

3 審査書類は、入札公告により指定された期日までに提出すること。

4 落札候補者が期限までに審査書類を提出しない場合は、入札参加資格がないものとみなし、無効として取り扱う。この場合は、入札会において次順位者となった者に審査書類の提出を求める。

(入札参加資格の審査及び落札決定)

第 14 条 審査書類及び内訳書の審査については、落札候補者についてのみ行うものとする

2 落札候補者の審査書類及び内訳書を審査した結果、入札参加資格有りとして認められた場合は、当該落札候補者を落札者とする。

3 審査の結果、入札参加資格無しとして認められた場合には、当該落札候補者の行った入札を無効とし、入札会において次順位者となった者の資格審査を行うものとする。以後、落札決定されるまで、入札結果の順位により資格審査を行う。

4 入札会において落札候補者となり得る同順位者が複数存在する場合には、くじ引きにより落札候補者を決定する。ただし、この場合において、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札に関係のない町職員がくじを引くものとする。

5 落札候補者とならなかった者が行った入札の中に、無効となる入札が含まれていたとしても、これを理由に落札決定が妨げられるものではない。

(入札参加資格無しと認められた者に対する説明)

第 15 条 前条による資格審査の結果、入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、当該通知を受け取った日から起算して 2 日以内(役場の閉庁日を除く)に、その理由について書面により説明を求めることができる。

(入札保証金及び契約保証金)

第 16 条 入札保証金及び契約保証金は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 入札保証金は財務規則第 159 条及び第 160 条により取り扱うものとし、納付の要否は入札公告に記

載する。

(2) 契約保証金は、契約金額 300 万円以上は原則納付とする。

( 予定価格及び最低制限価格 )

第 17 条 予定価格 ( 入札書比較価格 ) は事前公表とし、入札公告において明示する。

2 最低制限価格の設定の有無は入札公告において明示する。

( その他 )

第 18 条 この心得に明記されていない事項及び解釈等について疑義が生じた場合は、町契約担当者の指示によるものとする。